

薬局 DX 推進コンソーシアム

規約

第 1 章 総則

【名称】

第 1 条 当会は、薬局 DX 推進コンソーシアム（以下、「当会」という。）と称する。

【事務所】

第 2 条 当会は、主たる事務所を大阪府大阪市北区天神橋 1－9－5 アドバンス天神橋 3F（ファルメディコ株式会社社内）に置く。

【目的】

第 3 条 当会は、薬局や薬剤師が社会で果たす役割が十分に果たせていない例があることが、コロナ禍で明らかになったことを踏まえ、全ての薬局が、機械化やロボット化、ICT 化なども活用することで、国民に対し、真に専門的サービスを提供し、医療提供施設として適切に機能する社会を目指し、必要な情報交換、共同実証事業を行い、各種制度構築に貢献する。

【活動内容】

第 4 条 当会は、大阪府を中心に、調剤業務の一部を自薬局以外の店舗で安全かつ効率的に行う国家戦略特区事業（調剤業務の一部委託事業。以下「本事業」という。）を厚労省ガイドラインを参考に会員と共同実施する。

規模の大小を問わず、全ての薬局が、対物業務を自局に必要な範囲で委託し効率化させることで、患者の待ち時間短縮や在庫管理の効率化、安全性の向上を実現させる。同時に、患者に対して、薬剤の効果・副作用などに関する相談や大量の薬剤管理の支援、新興感染症対策やセルフメディケーションへの対応などの対人業務を拡大させることで、国民の健康な生活を守る医療インフラとして最適な形を追究し、制度への反映を目指す。

2 各会員による本事業の分担は、別途理事会において定めるところによる。

【活動期間】

第 5 条 当会の活動期間は、2023 年 6 月 1 日から本事業の終了までとする。

第 2 章 会員

【種別】

第 6 条 当会の会員の構成は、次のとおりとする。

正会員：当会の目的に賛同して入会した薬局を運営する法人又は団体。

準会員：ICT 技術の専門企業や医薬品卸など当会の活動内容に貢献する技術・知見を持つ法人又は団体。

【義務】

第7条 会員は、この会則並びに理事会の決議を遵守しなければならない。

【入会】

第8条 当会の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を事務局に提出し、当会の承認を受けるものとする。入会の審査は、理事会において行うものとする。

【会費】

第9条 当会の会費は、1会員あたり年間10万円とする。

【納入方法】

第10条 会費は、毎年6月末日までに、当年度分を事務局が指定する方法により一括して納入しなければならない。

2 年度の途中で入会した会員の会費は、入会決定の通知を受けた日の属する月の翌月末日までに納入しなければならない。

【退会】

第11条 会員は、所定の退会届を退会希望日の2週間前までに事務局に提出して、退会することができる。

【除名】

第12条 当会は、会員が次号のいずれかに該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

- ① 当会の規約に違反したとき。
- ② 当会の名誉を棄損または当会の目的に著しく反する行為をしたとき。
- ③ その他除名にすべき正当な事由があるとき。

【会員資格の喪失に伴う権利および義務】

第13条 会員が第11条又は第12条の規定によりその資格を喪失したときは、当会に関する権利を失う。なお、不履行の義務に関しては、これを免れることはできない。

2 当会は、会員がその資格を喪失しても、既に受領した会費その他の拠出金および物品は一切返還しない。

【秘密の保持】

第 14 条 会員は、当会に関して知り得た業務上の秘密を第 5 条に定める活動期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。ただし、各号のいずれかに該当する情報については、この限りでない。

- ① 知得した際、既に会員が保有していたことを証明できる情報
- ② 知得した後、会員の責めによらず公知となった情報
- ③ 秘密保持を負うことなく正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
- ④ 会員が独自に開発して得たことを証明できる情報

2 会員は、自己の従業員に対しても前項の秘密保持に関する義務を遵守させなければならない。

3 本条第 1 項に拘わらず、会員は 当会に関して知り得た業務上の秘密を当会の活動に必要な範囲において事前に当会理事会の承認のうえ、自己の関係会社(以下、「第三開示先」という。)に開示することができる。但し、当該会員は、当該第三開示先に対しても第 1 項の秘密保持に関する義務を遵守させるとともに、その一切の責任を負うものとする。

第 3 章 役員

【役員】

第 15 条 当会に、以下の役員を置く。

理事長 1 名、理事 3 名以上 5 名以内

2 理事長は、当会発起人であるファルメディオ株式会社 代表取締役 狭間 研至とする。

3 理事は、正会員（法人又は法人以外の団体の場合には当該法人等が指名する者）の中から、理事長が選任する。

【役員の職務及び権限】

第 16 条 理事長及び理事は理事会を構成し、この会則で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、当会を代表し、会の業務を執行する。

3 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、可及的速やかに臨時若しくは定時の理事会において新任の理事長を選定する。

【役員の任期】

第 17 条 役員の任期は、第 5 条の活動期間までとする。

【報酬】

第 18 条 役員は、無報酬とする。

第 4 章 理事会

【理事会構成】

第 19 条 理事会は、理事長、理事で構成する。

2 理事会は理事長が招集する。

3 理事会は、当会の運営に関する以下の事項を決議する。

- ① 当会の業務執行の決定
- ② その他の会務の執行に関する事項の決定
- ③ 入会の承認
- ④ その他理事長が必要と認めた事項

【理事会議決】

第 20 条 理事会の議決は、理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

【理事会書面表決等】

第 21 条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合において、書面又は電磁的記録による表決者又は表決の委任者は、理事会に出席したものとみなす。

3 理事会の決議事項について、決議事項を事前に理事全員に通知したうえで、理事の過半数が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

【理事会議事録】

第 22 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 会議の日時および場所
- (2) 会議に出席した理事の数および氏名
- (3) 議決事項
- (4) 議事の経過概要

2 出席した理事長は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 委員会等

【構成】

第 23 条 当会は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の承認を得て、委員会を設置する。

2 委員会の運営について必要な事項は、以下に定めるほか理事会の議決により定める。

3 委員は理事長が委嘱し、委員長は委員の互選により選出する。

第7章 資産及び会計

【資産の構成】

第24条 当会の資産は、次の号にあげるものをもって構成する。

① 会費

② 協賛・寄附による金品

【事業年度】

第25条 当会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

【残余財産の帰属】

第26条 当会が清算をする場合において有する残余財産は、理事会の決議を経て、解散時に所属している会員にて等分する。

第8章 事務局

【設置等】

第27条 当会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 当会の事務局は、当面の間、ファルメディコ株式会社とする。

3 事務局には、事務局長を置く。事務局長は、理事長が指名する。

第9章 雑則

第28条 この規約に定めるもののほか、当会の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第29条 この規約は、理事会の決議により改廃する。

附則

1 この規約は、当会の設立の日から施行する。

2 当会の設立当初の事業年度は、第25条の規定にかかわらず、設立の日から2024年3月31日までとする。

附則 この規約は、2023年6月1日から施行する。

以上